護予防訪問介護に係る指定介護予防サービス事業の廃止の届出があった。 介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第百十五条の五の規定によって、広島県告示第八百三十六号 次のとおり介

平成十九年八月二日

広島県知事 藤 田 Щ

有限会社	ター 株式会社クリス	スセンター 介護支援サービ 動法人あんしん 特定 非営利 活	株式会社メディ	洗心会 社会福祉法人	名称	指定介護予防
号 央二丁目一〇番四 安芸郡坂町横浜中	ヴェール第一六ビル 町 五 ― 二〇 ― 七 東京都中野区弥生	町六番四九号広島市東区戸坂中	二丁目一一番二号広島市中区大手町	一丁目二番一八号廿日市市宮浜温泉	の 所 在 地主たる事務所	指定介護予防サービス事業者
山陽介護タク	ンター ニ原サービスセ	ステーション	勝木 ラスマイル	護事業所せんしん訪問介	名称	廃 止 し、介護予防サ
丁目一二—七安芸郡坂町鯛尾二	五―一旭ビル一階三原市城町一―一	一丁目一八—二七 広島市南区皆実町	号 山西一丁目二番一 山西一丁目二番一	一丁目二番一八号廿日市市宮浜温泉	所在地	た 事 務 所
月一日	月三〇日 不成一九年六	月三〇日 平成一九年六	月三〇日平成一九年六	月三一日 平成一九年五	廃止年月日	